

体育館等の公共施設の使用料について(受付日：令和6年6月11日)

Q 使用料が高いため、見直して欲しい。

A 使用料の算定にあたっては、「宇部市公共施設使用料の基準」に基づき、施設の維持管理にかかるコストから使用料原価を算出し、施設の性質に応じた受益者負担率を適用して、使用料単価を設定します。設定された使用料単価をもとに、平日・休日・入場料の有無などによって具体的な利用料金を決定し、条例で定めています。

実際の料金は、条例で定めた上限金額の範囲内で指定管理者が設定することとなっています。これにより、公平かつ適正な料金体系を維持し、公共施設の持続可能な運営を図っていますので、ご理解をいただきますようよろしく願いいたします。

観光スポーツ文化部スポーツ振興課